

2 世界的な特許取得システム構築に向けた動き

経済のグローバル化の進展に伴い、多数国で特許を取得する必要性が一層高まり、一つの特許出願を複数国に出願するケースが急激に増加している。ところが、現在の特許制度は、属地主義に基づき各国が独自に制度を構築し運用することを基本としており、出願人が複数国で特許を取得するには、各国ごとに特許出願手続を行う必要がある。したがって、複数国での特許取得の必要性が高まるにつれ、①手続や特許要件が各国ごとに異なること等に起因する手続上の負担、②グローバルに特許を取得するためのコストが高いこと、③先行技術調査や審査が重複して行われること、④手続が煩雑であること等の問題が顕在化してきている。

これらの問題に対する理想的な解決策は「単一の世界特許制度」の実現であるが、政治・社会・司法制度が各国で大きく異なる現状では、それは極めて実現性に乏しい。そこで単一特許制度でなく、デファクトに世界特許を実現する考え方として、ある国で与えられた特許権を基に他国においても特許権を与える相互承認の考え方がある。相互承認の方が、単一の世界特許制度よりはるかに実現可能性があるものの、現実には、主権、言語の壁があり、直ちに実現することは困難である。しかしながら、このような目的に沿って先行技術調査・実体審査の重複の排除等、現実的な対応を一步一步進めていくことが必要である。

具体的にはまず、相互承認を実現するための大前提として、同一の内容の発明について、各国の特許庁で同一の審査結果が期待できることが必要であり、各国の特許制度の実体調和を進めることが必要である。また、特許制度の実体面での調和を目指す実体特許法条約（SPLT：Substantive Patent Law Treaty）の検討には時間を要するとみられることから、現行の各国の異なる特許法の下での先行技術調査結果・審査結果の相互利用の可能性についても取組を進めることが必要である。また、修正実体審査（後述）を有する国においては、我が国国民がこの制度を利用できるようにすることが望まれる。さらに、既存の枠組みである特許協力条約（PCT）制度の有効活用を図ることも重要であり、現在の出願人及び官庁ニーズに合わせて、PCTリフォームを進めていくことも必要である。

1. 特許制度の実体的調和

世界知的所有権機関（WIPO）における特許法の実体面についての国際的調和の議論は、米国の先発主義への固執により1994年1月以降凍結されていたが、2000年6月に特許法の方式面での調和を図る特許法条約（PLT：Patent Law Treaty）が採択されたことを契機として、同年11月のWIPO特許法常設委員会（SCP：Standing Committee on the Law of Patents）第4回会合において、特許法の実体面における調和についての議論を再開することが合意された。

今回の新たな実体調和については、その目標及び対象等を以下のとおりとすることが概ね合意されている。

- ① 世界的規模での特許保護を求める出願人の視点から、出願コストの低減と特許取得の予見性の向上を目指す。
- ② 世界規模の出願増加に悩む特許庁の審査負担軽減の視点から、先行技術調査・審査結果の相互利用による業務分担（ワークシェアリング）を可能とすることを志向する。
- ③ そのために、特許付与の可否決定のために必須ないくつかの要件に焦点を当てて検討する（「狭いハーモ」）とともに、運用レベルの事項まで詳細に規定することを追求する（「深いハーモ」）。
- ④ 例外規定が多かったWIPO特許調和条約の反省から、国による例外なしの規定とする。

上記の方向性は、同じ内容の安定した特許権を世界中で同時期に簡易かつ低コストな手続で取得でき

の特許制度の構築に資するため、我が国は、実体的調和についての議論に積極的に参加している。

特許法常設委員会ではその後2002年5月の第7回会合までに3回の会合が開催され、実体特許法条約案について逐条で詳細な議論が行われた。その結果、新たにクレームと開示との関係についての規定が基本的に支持される等、多くの項目について基本的方向性で一致に至ったが、特許対象に関する規定など、いくつかの項目については各国間に基本的立場の相違が残っている。

また、第7回会合に並行して、複数発明の開示等に関するワーキンググループの第1回会合が開催され、その成果を実体特許法条約に取り込むことを視野に入れつつ、近年、各国共通の大きな課題となっている複雑出願等の問題についての検討が行なわれた。

2. 先行技術調査結果・審査結果の相互利用の推進

多数国での特許取得に伴うニーズに応えるためには、まず各国特許庁間に存在する先行技術調査業務や審査業務の重複を削減することが有効であることから、かねてより我が国は、各国の先行技術調査結果・審査結果の相互利用や、将来的な特許の相互承認を、WIPOの他、三極特許庁長官会合、先進国特許庁長官会合等の場で、各国に提唱してきた。

先行技術調査結果・審査結果の相互利用・相互承認を推進するためには、各国の法制度や運用の調和を図るとともに、各国の審査官同士の相互信頼醸成と各国実務の相互理解の深化も必要となることから、我が国は、欧州特許庁（EPO）、イギリス、ドイツ、スウェーデン、韓国等の各特許庁との間での審査官交流を実施するとともに、日米欧三極特許庁間では、共同先行技術調査等を実施し、先行技術調査実務・審査実務の異同の検討を行ってきた。

こうした活動に基づき、2002年6月には、日本国特許庁と米国特許商標庁は、先行技術調査・審査結果の相互利用が、増大する審査負担に対処し重複業務を削減するための有効な施策であるとの共通認識に基づいて、共同プロジェクトを立ち上げることに原則合意した。この共同プロジェクトにおいて、両庁は、互いに他庁が行った先行技術調査結果を利用するための短期的な検討プロジェクトを本年中に立ち上げることに原則合意した。同時に、他庁が行った審査結果を相互に利用することに関しても、検討プロジェクトを立ち上げることに原則合意し、審査結果の相互利用の効果的な進め方について検討を行うこととした。この審査結果利用に関する検討プロジェクトは遅くとも2003年末までに完了させ、プロジェクトを見直すとともに2004年以降の将来計画を決定する予定である。

3. 修正実体審査

各国法制度を堅持しつつ、審査負担を軽減するための方策として修正実体審査¹（MSE：Modified Substantive Examination）制度を活用することも一法である。特に、途上国については、特許出願の大半が先進国からの出願であること、とりわけアジア地域の途上国の場合、我が国に対応特許出願が存在することが多いことをかんがみると、途上国における審査遅延等の問題に対する審査負担軽減を通じた有効な方策として、我が国の対応特許出願に係る審査結果がアジア地域の途上国特許庁に適切に提供され、かかる審査結果の有効活用を通じて、これら特許庁における権利設定が迅速化されることが重要である。

このような観点から、修正実体審査制度を有する国（シンガポール、マレーシア）に対して、日本国特許庁を所定特許庁とし、出願人が我が国の対応特許出願に係る審査結果を上記の修正実体審査制度を有する国の特許庁に提出することによって、原則無審査で当該国における特許権を獲得し得るようになるための取組を行ってきた。その結果、シンガポールについては、日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA：Agreement between Japan and The Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership）に日本国特許庁の所定特許庁化が盛り込まれた。これに基づいて、シンガポ

¹ 修正実体審査とは、当該国特許庁と予め当該国が指定する所定特許庁に対して、互に対応する特許出願がなされている場合において、出願人が所定の手続に従って所定特許庁における対応出願の審査結果に係る情報を当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的にその所定特許庁の審査結果を受け入れ、当該国における特許権の付与を行う仕組みをいう。

ール特許法施行規則が改正され、2002年8月15日付けで日本国特許庁の所定特許庁化が実現した。(なお、クロアチアについては、2001年6月、日本国特許庁の所定特許庁化が既に実現している。)

4.特許協力条約 (PCT) リフォーム

特許の国際出願制度として約30年の歴史を有するPCTは、出願件数のめざましい伸びが示すように、世界規模での特許取得のための基盤として今後も大きく発展することが期待されている。一方、現行のPCT制度には、国際段階手続の複雑さはもとより、国際段階手続と国内段階移行後の手続の間の業務重複等の非効率性が存在することから、出願人及び官庁の双方から改善の要求が高まっている。

2000年9月に開催されたPCT同盟総会では、こうしたPCT制度の非効率性等の改善を目指して提出された米国提案を軸に、その具体的な検討を行うための特別な委員会の設立や今後の検討の進め方に関し議論が行われた。これを踏まえ、2001年5月には第1回PCTリフォーム委員会が開催され、米国提案を中心に議論がなされた。

米国提案は、PCT手続の簡素化、国際出願の各段階における重複業務の排除、PLTとの整合を図るためのPCT規則改正といった第一段階のリフォームと、更に進んで、国際予備審査結果による各国特許の拘束など、PCT制度の抜本的な改革を図る第二段階のリフォームから構成されているが、第1回委員会では米国提案第一段階に集中して議論がなされた。

その結果、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担(ワークロード)削減、業務の重複排除等を含む12の基本目標について合意した。また、詳細の検討を行うため、ワーキンググループ(WG)の設置に合意し、WGにおける当面の検討事項は、(a)「国内移行期限の一律30月化」、(b)「国際調査及び国際予備審査の効率化」、(c)「指定概念の廃止」、(d)「PLT関連(国内移行期限の更なる延長を含む)」とされた。

その後の2001年9月のPCT同盟総会では、上記(a)の「国内移行期限の一律30月化」について、WGでの検討を先取りしたかたちで条約の規定が変更された。また、2001年11月の第1回WG及び2002年5月の第2回WGではその余の項目について審議がなされ、2002年7月の第2回PCTリフォーム委員会において改正案(以下参照)が承認された。

○改正案の概要

①国際調査及び国際予備審査の効率化

国際調査機関は、国際調査報告の作成時に「見解書」を作成する。

②指定概念の廃止

国際出願をする出願人は、全ての加盟国に対するみなし指定を得られる。

③PLT関連

国際出願の言語と翻訳、国内移行期限の徒過に対する救済措置等について、PLTに関連した手続の規則改正を行う。

今後は、2002年9月のPCT同盟総会において規則改正案が採択される予定であるとともに、今後の更なるリフォームについて検討される予定である。